

# 関東車椅子バスケットボール連盟

## 規 約

### 第 一 章 名 称

第1条 この連盟は関東車椅子バスケットボール連盟と称する。(以下「連盟」という)

### 第 二 章 目 的

第2条 本連盟は日本車椅子バスケットボール連盟下のもとに、関東地区の車椅子バスケットボール競技の統括団体として、車椅子バスケットボール競技の健全な普及と発展を促し、これを通じて身体障害者の体力の向上と社会人としての健全な精神の発展を図るものとする。

### 第 三 章 事 業

第3条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 関東地区の車椅子バスケットボールの各種競技大会を開催する。この大会の実施については原則として各県持ち回りで行うものとする。
2. 車椅子バスケットボール競技の発展・普及に関すること。
3. 車椅子バスケットボールに関する出版物又は機関紙を発行すること。
4. その他、連盟の目的を遂行するために必要な事業を行うこと。

### 第 四 章 組 織

第4条 この連盟の組織は、次のとおりとする。

1. 関東地区に登録された車椅子バスケットボールチームにより組織する。
2. 各チームは、次のことを守らなければならない。
  - ① 連盟に、その年度の事業について報告すること。
  - ② 各チーム並びにチーム構成員は、連盟の名誉を傷つけるような行為をしてはならない。
  - ③ 連盟の統制に違反した者は理事会の承認を得たうえで処分することがある。

第5条 各チームは、毎年1回連盟に登録しなければならない。

その際、チーム構成員に変動があった場合、すみやかに連盟に届け出なければならない。

第6条 連盟は会務を処理するために、事務局を置く。

## 第五章 役員

第7条 連盟には、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	1名
理 事〔チーム代表者〕	登録チーム数
会 計	1名
会 計 監 事	1名
顧 問	若干名

第8条 会長、及び副会長は理事会の選出により決定する。

会長は連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは職務を代行する。

第9条 理事は原則として各チーム代表者またはチームが選出した者とする。

第10条 会計は理事会の推薦によって会長が委嘱する。会計は連盟の会計を管理する。

第11条 会計監事は理事会で決定する。会計監事は連盟の会計に関する監査を行い理事会に報告する。

第12条 顧問は理事会の推薦によって会長が委嘱する。顧問は連盟の重要な事項について会長の諮問を受ける。

第13条 役員任期は、2ケ年とする。但し、再任を妨げない。欠員が生じた時は原則として補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

## 第六章 会議

第14条 理事会は連盟の最高議決機関とし、次の事柄を審議決定する。

- 1、事業計画に関する事柄。
- 2、年間予算及び決算に関する事柄。
- 3、役員選出に関する事柄。
- 4、規約の改正に関する事柄。
- 5、その他、連盟に関する重要な事柄。

第15条 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。

第16条 理事会は原則として年1回開催される。その他、理事会が必要と認めたときは開催しなければならない。

第17条 理事会は過半数の出席により成立する。決議は多数決によるものとし、賛否同数の時には議長が決定することとする。

第18条 連盟の役員は理事会に出席し、必要な意見を述べることができる。

第19条 理事会は会長が必要と認めるときに招集する。

## 第七章 財政

第19条 連盟の経費は、会費、補助金、寄附金、及びその他の収入をもってあてる。

第20条 会費の額は理事会で決定する。

第21条 連盟の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

## 付 則

この規約は昭和49年4月1日より施行する。

- 1、昭和51年改正 第7条、
- 2、平成10年3月22日改正 名称を関東ブロック車椅子バスケットボール連盟から関東車椅子バスケットボール連盟に変更する。